

「自作者」

一
件

組合納入費、其年銀納額ヲ徵收スルモノトス

第十九條 利用料、其年度、合格生産米ヲ以テ毎年十二月三十日迄耕作者ヨリ耕種土地提供者ヘ納付スルヲ原則トス
但し天災其他止ムヲ得サル事項アルトキハ組合長、承認ヲ得タ
此ノハ日三十日迄猶予スルヲトアルヘン

第二十條 利用料納付後リタルモハ期日後一日ニ付納林額、千
分之五ヲ過怠料ヲ徵收ス

第十四條 本組合ハ毎年一回中三統會ヲ開キ事業及收支決算ヲ報告スルモノトス

第十五條 利用地、鐘饋及消滅轉貸借賣却ニ關シテ之規定期別

「是ハルモノトス」

第十六條 利用料、一時的減額免除、申込ヲナシントスルトキハ收穫着手前ニ於テ組合長ヘ申出スルモノトス

第十七條 利用料、減額免除ハ平年作ニ割以上、減收一年限ル

第十八條 組合ハ前二條、申込ヲ受ケタルトキハ査定委員ヲ二名
就任人ト共ニ現地ニ付兼見ヲ行ヒ不勝、程度ヲ検査シ特

「必要アル場合ハ坪用ヲ行ヒ減額程度ヲ決定スルモノトス」

第十九條 査定委員ノ裁決ハ兩者共ニ能神服従スルモノトス

第二十條 本組合、事業年度八月一日ニ始ニリ同年十二月三十日終ル

第二十一條 嘉勵米ハ相原町相原土地利用組合ニ準スヘキト

昭和三年三月

相原町東奥土地管理組合